

令和6年度 こどもクラブ利用のご案内

令和5年11月1日時点



《お問い合わせ先》
会津若松市役所こども保育課
(会津若松市栄町5番17号 栄町第二庁舎1階)
Tel:0242-39-1239 Fax:0242-39-1246
E-Mail:kodomohoiku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>

目次

こどもクラブとは

1. 利用できる児童 P 1
2. 開所日・閉所日・開所時間 P 2
3. 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用 P 2
4. こどもクラブ利用料 P 3
5. 利用料の減免 P 3

こどもクラブの利用申込み

1. 申込みの流れ P 4
2. 申込みに必要なもの P 5～7
3. 申込み書類の提出先 P 8
4. 申込み書類の有効期限 P 8
5. 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用申請 P 8

その他

1. 欠席・早退 P 9
2. 申請内容に変更があったら P 9
3. 減免資格の消滅について P 9
4. 感染症減免 P 9
5. 退会 P 9
6. 利用許可の取消 P 10
7. その他 P 10～11
8. よくあるお問い合わせ P 11～12
9. こどもクラブ一覧 P 13
10. 記入例 P 14～31

こどもクラブとは

保護者が仕事や病気などのため、放課後に家庭での保育を受けることのできない小学生のための学童保育です。支援員のもとで遊びを中心とした様々な活動を行っています。

1. 利用できる児童

会津若松市内の小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校の小学部に通う、または転入予定（利用開始日までに会津若松市に住民登録をしていること。ただし、原発避難者特例法に基づく避難住民はこの限りではない）の小学生で、保護者が以下の表の①から⑥の要件のいずれかを満たしている児童。

	保護者の状況	保育できない理由
①	働いている方	保護者が家庭内外を問わず仕事をしているため、児童の保育ができない。 ※求職活動は対象外です。
②	出 産	母親が出産前後で安静が必要なため、児童の保育ができない。 ※産前6週の属する月から産後8週の属する月まで利用できます。
③	疾 病 等	保護者が病気や心身に障がいがあるため、児童の保育ができない。
④	病人の看護・介護	保護者が病気の家族や心身に障がいのある家族を常時看護・介護しているため、児童の保育ができない。
⑤	職 業 訓 練 等	保護者が職業訓練校または専門学校等に通学しているため、児童の保育ができない。 ※自宅学習や趣味の講座・カルチャー教室は対象外です。
⑥	災 害 の 復 旧	保護者が火災、風水害、地震等の災害の復旧のため、児童の保育ができない。

○産休・育休中の方について

出産休暇または育児休業を取得中の方は、利用開始希望日に職場復帰することを条件として、申し込みができます。

○障がいのある児童または障がいの疑いのある児童について

障がい（例：身体障がい、発達障がい）のある児童も、こどもクラブを利用できます。

※医師の診断書・特別児童扶養手当証書・療育手帳・身体障害者手帳等をお持ちの方は、面談の際に持参してください。いずれもお持ちでない方は「児童の健康に関する報告書」（P 24 参照）を記入のうえ持参してください。

※こどもクラブで集団生活ができること、学校とクラブの往復ができることなどが必須となります。ご不明な点があれば、お問い合わせください。



2. 開所日・閉所日・開所時間

<こどもクラブの開所日>

学校登校日、土曜日、長期休業日（春休み・夏休み・冬休み）、学校行事等による繰替休業日

<こどもクラブの閉所日>

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

<感染症（インフルエンザ等）発生時や自然災害（台風・地震等）時の対応>

感染症発生時や自然災害時に、小学校において臨時休業や学年（学級）閉鎖する等の対応が取られた場合、こどもクラブでは以下の対応となります。

	感染症（インフルエンザ等）	自然災害（台風・地震等）
学校閉鎖 （臨時休業）	<ul style="list-style-type: none"> こどもクラブは閉所。 2ヶ所以上の学校の児童が利用しているこどもクラブは、当該学校以外の児童のみ利用可とするが、学校内にクラブ室がある場合は、学校閉鎖中のため、閉所。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもクラブは開所。 ただし、必ず保護者がこどもクラブの出入口まで送迎し、絶対に児童だけで外を歩くことがないことが条件となります。
学年（学級）閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> 自身は感染症に罹患していなくても、学年（学級）が閉鎖されていれば利用不可。 閉鎖されていない学年（学級）の児童は利用可。 	/
繰上げ下校	<ul style="list-style-type: none"> 繰上げ下校の対象となった学年（学級）の児童は利用不可。 	<ul style="list-style-type: none"> こどもクラブは開所 ただし、必ず保護者のお迎えが必要となります。

※金曜日に学年（学級）が閉鎖され、利用できなかった児童は、土曜日にも利用できません。

<こどもクラブの開所時間>

学校登校日 ⇒ 放課後～午後6時（延長利用の場合は午後7時まで）

土曜日・長期休業日 ⇒ 午前8時～午後6時（延長利用の場合は午後7時まで）

※保護者の勤務時間が遅いなどの理由で、希望する場合は最大午後7時まで利用を延長することができます。延長利用の申込み方法や料金については、P3及びP7を参照してください。

3. 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用

通年ではなく、長期休業中のみ（春休み、夏休み、冬休み）利用することもできます。

申込み方法や受付期限等については、P8を参照してください。



4. こどもクラブ利用料

入所児童	こどもクラブ利用料金（月額）		（参考） 延長利用相当分
	午後6時までの利用	午後7時まで利用	
1人目	4,000円	5,000円	1,000円
2人目	2,000円	2,500円	500円
3人目以降	0円	0円	0円

※月途中でのこどもクラブ入所・退会の場合のみ、利用料金が日割りで計算されます。

※実際に利用した回数に応じた利用料金の減額は行いません。

※こどもクラブを利用している児童の人数によって利用料が異なります。ただし、こどもクラブを利用していない兄弟姉妹の人数は対象外です。

<納入方法と納付期限>

利用料は原則、口座振替となり、振替日は毎月末日です。末日が休日（金融機関の定休日）の場合は、翌月の最初の金融機関営業日となります。

5. 利用料の減免

下記の表に該当する場合は、減免の申請をすることで、こどもクラブの利用料が減額または免除されます。減免後の利用料金は下記のとおりです。申請方法については①～④はP6、⑤はP9を参照してください。

	減免対象区分	午後6時までの利用	午後7時までの利用
①	生活保護世帯	0円	0円
②	ひとり親世帯（※） 父、母どちらか一方または父母のいない世帯	1人目 2,000円 2人目以降 0円	1人目 2,500円 2人目以降 0円
③	令和6年度市町村民税非課税世帯	1人目 2,000円 2人目以降 0円	1人目 2,500円 2人目以降 0円
④	ひとり親でかつ令和6年度市町村民税非課税世帯	1人目 1,000円 2人目以降 0円	1人目 1,250円 2人目以降 0円
⑤	感染症により年度内に合計6日間以上欠席した場合	条件に該当する欠席日数分のみ減免	

※父母どちらか一方または父母ともに障がいのある場合は、ひとり親世帯の区分に該当する場合がありますので、お問い合わせください。

※別居しているだけで離婚していない場合や、婚姻と同様の状況にあるが婚姻していない場合は対象外です。



こどもクラブの利用申込み



1. 申込みの流れ



〔 令和6年度利用一斉受付 〕

受付期間 ⇒ 令和5年11月1日(水)～令和5年12月2日(土)

申込み及び面談場所 ⇒ 希望するこどもクラブ

※一斉受付期間以降のお申込みの場合、待機となる場合があります。
(ただし、一斉受付期間内のお申込みであっても、定員を超える申込み数であった場合には、待機となる場合があります。)
※一斉受付期間後は、随時受付をします。

〔 随時受付 〕

受付期間 ⇒ 利用開始希望日の一週間前まで

申込み及び面談場所 ⇒ 希望するこどもクラブ

〔 入所審査 〕

申請書類を審査し、こどもクラブを利用する必要性の高い児童からクラブの定員数に応じて利用を決定します。

審査基準 ⇒ 学年、保護者の家族構成(ひとり親等)、勤務時間など

※利用の可否については、先着順ではありません。

※申込み数によっては、待機となる場合があります。

〔 利用決定通知 〕

令和6年度利用一斉受付にかかる利用の可否については、**令和6年2月末頃まで**にお知らせします。また、一斉受付以外の受付分の利用の可否については、随時お知らせします。

〈待機となった場合〉

待機中は、希望するこどもクラブに欠員が出るたびに選考を行い、利用可能になった時点で通知します。令和6年度利用の申込み書類は、令和7年3月末まで有効です。令和7年4月以降の利用については、改めて申込みが必要です。

2. 申込みに必要なもの

こどもクラブの利用申請には、下記の書類の提出が必要となります。

(1) こどもクラブ利用申請書兼児童台帳（必ず提出）

- ・ P 14～15（長期休業期間のみ利用の場合はP 15～16）の記入例を参考にご記入ください。
- ・ 申込み児童の人数分必要です。（例：二人兄弟で申込む場合は、2枚必要。）

(2) 保護者の在職証明書等、保育できない事由を証明する書類（必ず提出）

- ・ 下表を参照し、必要な書類を添付してください。
- ・ 保護者の人数分必要です。
- ・ 申込み児童が2人以上の場合は、父母各1部ずつの提出で差し支えありません。
- ・ 単身赴任中でも提出が必要です。
- ・ 保育所や認定こども園等へ申込みの際、すでにこども保育課へ最新の就労証明書を提出している場合は、利用申請書の「その他の特記事項」欄へその旨ご記入いただければ、改めて提出しなくても結構です。（記入例：「就労証明書の原本は〇〇保育所（下の子の氏名）に添付済」等）

	保護者の状況	必要な書類
①	働いている方	・ 保護者の在職証明書（原本） ※事業主からの証明
②	出 産	・ 母子健康手帳の写し ※父母の名前と出産予定日が記載されているページ
③	疾 病 等	・ 医師の診断書（コピー可） ・ 障害者手帳の写し ・ 認定を受けた介護保険証の写し 等 いずれか1点
④	病人の看護・介護	・ 医師の診断書（コピー可） ・ 入院証明書の写し ・ 障害者手帳の写し ・ 認定を受けた介護保険証の写し 等 いずれか1点
⑤	職 業 訓 練 等	・ 在学証明書（コピー可）と、カリキュラム表などの日中保育できない時間・日数が確認できる書類
⑥	災 害 の 復 旧	・ 罹災証明書

- 証明書類は、最新（発行からおおむね1カ月以内）のものを提出してください。
- 証明書類の不備や記入漏れなどがあると、受付できない場合があります。
- 証明書類の提出がない場合は、申請書を受付できません。
- 申込書類及び証明書類に虚偽があった場合は、利用が取消しになることがあります。



(3) こどもクラブ利用に関する同意書（必ず提出）

- ・ P 17 の記入例を参考にご記入ください。
- ・ 申込み児童の人数分必要です。

(4) 会津若松市税等口座振替自動払込利用申込書（前年度にこどもクラブを利用していない場合は、必ず提出）

- ・ P 18 の記入例を参考にご記入ください。
- ・ 市内に本店または支店のある金融機関の口座が指定可能です。
- ・ 3枚複写で、3枚ともに押印（通帳印）が必要です。利用者控も付けたまま提出してください。
- ・ 登録できる口座は、保護者名義の口座となります。**（児童名義の口座は登録できません）**

※ ゆうちょ銀行を利用する場合は、口座名義人本人による金融機関での手続きが必要となりますので、こどもクラブへ提出せず、保護者の方ご本人でお手続きをお願いします。

(5) こどもクラブ利用料減免申請書（該当する場合のみ）

- ・ P 19 の記入例を参考にご記入ください。
- ・ 下表を参照し、必要な書類を添付してください。

※前年度に減免の決定を受けている方も、毎年度改めて減免の申請が必要です。

〈減免の適用時期〉

減免の申請をした翌月から利用料が減免となります。ただし、こどもクラブの利用開始前に申請した場合は、利用月から利用料が減免となります。

なお、市町村民税非課税世帯の場合以外、過去に遡った減免はできません。

<減免の対象と添付書類一覧>

	減免対象区分	添付書類
①	生活保護世帯	・生活保護受給者証明書（地域福祉課で発行）
②	ひとり親世帯 父、母どちらか一方または父母のいない世帯	・保護者と児童の戸籍謄（抄）本 ⇒ 児童扶養手当またはひとり親家庭医療費の助成受給者は不要（※1）
③	令和6年度市町村民税非課税世帯	・添付書類は原則不要。 ただし、令和6年1月1日時点で市内に住所がない場合は、当時の住所地の課税証明書等の提出を求め場合があります。（※2）
④	ひとり親でかつ令和6年度市町村民税非課税世帯	・②及び③に同じ。

※1 児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成を受けている方は、減免申請書に証書番号等を記入してください（添付書類は不要）。それ以外の方は、保護者と児童の戸籍謄（抄）本（離婚、死亡などひとり親となった理由が確認できるもの）を添付してください。



※2 「令和6年度市町村民税非課税世帯」の減免申請をされた方の減免適用時期

令和6年度の課税状況を市で確認後（6月頃）、該当者については、令和6年度利用開始日まで遡って利用料を減免します。課税状況の確認までに利用料を多く支払われている場合は、登録をされている口座へ返還します。

なお、世帯内に未申告者がいる場合は、減免を認めず、申告後に再度、減免申請書の提出が必要となります。再申請については、対象となる年度内に提出したものに限りませのでご注意ください。

(6) こどもクラブ午後5時以降利用に関する届（希望する場合のみ）

- ・ P 22 の記入例を参考にご記入ください。

(7) こどもクラブ延長利用申請書（希望する場合のみ）

・ 午後6時を超えて、最長午後7時までの利用を希望される場合は、こどもクラブ利用申請書兼児童台帳とは別に延長利用の申請が必要となり、別途延長利用料がかかります。

- ・ P 23 の記入例を参考にご記入ください。

<延長利用の申請方法>

こどもクラブ利用開始前に提出された方は、こどもクラブの利用開始から延長利用できますが、利用途中から延長を希望される方は、延長利用申請書を提出された日からの延長利用となります。また、突発的な延長利用の場合は、お迎えの際にその場で申請書の記入及び提出をお願いいたします。

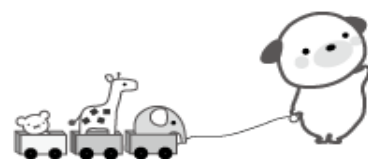
<延長利用料について>

延長利用料は、同一世帯内でのこどもクラブ利用児童数によって異なります（P 3参照）。

- ・ 月途中でのこどもクラブ入退会に伴う延長利用の場合、延長利用料は日割りとなります。
- ・ こどもクラブの利用開始後、月の途中で延長利用を申請または途中解除する場合は延長利用料の日割りはできません。また、実際利用した回数に応じた減額も行いませんのでご了承ください。
(例：申請したが月に1度しか利用しなかった。⇒1ヶ月分の延長利用料がかかります。)

(8) 児童の健康に関する報告書（該当する場合のみ）

- ・ P 24 の記入例を参考にご記入ください。
- ・ 食物アレルギーがある児童は必ず提出してください。
- ・ 障がいがある児童、障がいの疑いがある児童で、医師の診断書または特別児童扶養手当証書、療育手帳、身体障害者手帳等をお持ちでない方は必ず提出してください。



3. 申込み書類の提出先

希望するこどもクラブへ直接提出してください。また、提出の際に面談がありますので、事前にこどもクラブへ電話連絡のうえ、必ず児童同伴で面談を受けてください。

書類不備や不足書類がある場合、面談が済んでいない場合は受付できませんので、期日に余裕を持ってお申込みください。

なお、申込み書類のほかに面談時に持参していただくものは、下記のとおりです。

- ① 児童の健康保険証
- ② こどもクラブ利用料の口座振替に利用する金融機関の通帳
- ③ 上記②の通帳に登録している印鑑

4. 申込み書類の有効期限

- ・令和6年度の申込書類は令和7年3月末まで有効です。
- ・長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用を希望する場合は、その都度申請が必要です。（※下記参照）
- ・令和7年4月以降の利用については、改めて申込みが必要です。（令和7年度の利用申込みは、令和6年の秋頃、市政だより等でお知らせする予定です。）

5. 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用申請

長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみ利用を希望される方は、希望する長期休業ごとに申請が必要となります。申請は一斉受付期間以降、随時受け付けており、期限は下記のとおりです。

令和6年度長期休業の期間（※長期休業中も日曜、祝日、年末年始は閉所となります。）

長期休業	受付期限
春休み (学年始休業日 4/1~4/5)	令和5年12月2日(土)
夏休み (7/21~8/24)	令和6年6月15日(土)
冬休み (12/24~1/7)	令和6年11月16日(土)
春休み (学年末休業日 3/24~3/31)	令和7年2月15日(土)

申込み書類を審査し、こどもクラブを利用する必要性の高い児童からクラブの定員数に応じて利用を決定します。また、申込み人数によっては希望のこどもクラブをご案内できない場合がありますのでご了承ください。利用の可否については、上記受付期限以降、順次お知らせします。なお、上記期限以降も随時受付はしますが、利用可否の決定について一定時間を要しますのでお早めにお申込みください。



その他

1. 欠席・早退

欠席や早退をする場合は、児童の事件・事故防止のため、必ず保護者の方が電話か連絡帳等でクラブへ連絡してください。また、欠席の理由についても併せてご連絡ください。

1ヵ月以上欠席する場合は、事前に「**こどもクラブ欠席届**」（P 29 参照）をこどもクラブに提出してください。ただし、欠席届を提出した場合であっても、欠席期間中の利用料金はかかります。

一旦退会して再入会する場合は、退会期間の利用料金はかかりませんが、利用児童数により再入会できるとは限りません。なお、再入会の場合は再度「**利用申請書**」の提出が必要です。

2. 申請内容に変更があったら

利用申請書等に記載した内容に変更が生じた場合には、必ず「**こどもクラブ申請事項変更届**」（P 25～28 参照）をこどもクラブに提出してください。変更届を提出しないことにより起きた損害については、市で責任を負いかねます。また、保護者の勤務先が変更になった場合や、雇用期間が変更になった場合は、在職証明書（最新のもの）の提出が必要です。

また、児童について医師による診断や服薬の処方が始まった際などは、必ずこどもクラブにご連絡ください。

3. 減免資格の消滅について

利用料の減免申請後、減免資格が消滅した場合（例：生活保護の廃止、婚姻等）には、「**こどもクラブ利用料減免理由消滅届**」（P 30 参照）をこどもクラブに提出してください。異動日の翌月より利用料金に変更となります。ただし、1日付けの異動の場合は当月より減免資格消滅となりますのでご注意ください。

4. 感染症減免

感染症（インフルエンザ等）により年度内に合計6日間以上欠席した場合、欠席日数に応じた日割りによる利用料の減免を受けられますので、以下の書類をこどもクラブに提出してください。（感染症を原因とした学級閉鎖等でこどもクラブを欠席した場合も含む）

①「こどもクラブ利用料減免申請書（感染症用）」

・ P 20 の記入例を参考にご記入ください。

②「こどもクラブ利用児童の感染症に関する報告書」

・ 学校に記入等を依頼してください。（P 21 参照）

※長期休業中の場合は、医療機関の診断書や処方箋の写し（療養期間がわかるもの）を添付してください。

5. 退 会

こどもクラブの利用をやめる（退会する）場合は、退会日の1週間前までに「**こどもクラブ退会届**」（P 31 参照）をこどもクラブに提出してください。

退会届の提出がないと、利用料金がかかります。また、日付を遡った退会届の提出はできませんのでご注意ください。（例：退会届は提出していないが、今月は全く利用していなかったので先月末で退会したことにしたい ⇒ 不可）

ただし、年度末には全員が自動的に退会となりますので、退会届の提出は不要です。



6. 利用許可の取消

P1の利用要件を満たさなくなった場合や、集団生活に適さない、こどもクラブの運営上支障がある場合など、利用の許可を取り消すことがあります。また、必要に応じて、在職証明書等の内容について勤務先に確認させていただく場合があります。

7. その他

<学習指導>

宿題については、なるべくこどもクラブでやるように支援員が声がけをしますが、学習指導は行いませんので、内容についてはご家庭で目を通してください。また、土曜日や長期休業中は勉強時間を設けておりますので、宿題や勉強道具を忘れずに持参してください。

<持ち物>

事故防止のため、持ち物には必ず名前を書いてください。また、現金、おもちゃ、お菓子は絶対に持たせないでください。

<昼食とおやつ>

午前中から利用する日（土曜日・長期休業中等）は、弁当を持参してください。飲み物については、各こどもクラブに確認してください。

各こどもクラブでおやつを準備しますので、食物アレルギー等で制限の必要な児童については、「こどもクラブ利用申請書兼児童台帳」の児童の健康状態欄にアレルギーについて記入のうえ、「児童の健康に関する報告書」（P24参照）を必ず提出してください。また、おやつ代などとして、直接各こどもクラブの保護者会等に支払う費用が必要となりますので、各こどもクラブに確認してください。

<こどもクラブからの帰宅について>

午後5時（時期により変更あり）までであれば、児童だけでも帰宅できます。また、同じ方向ごとに集団で帰宅することもできます。学校 ⇒ こどもクラブ ⇒ 家（家⇄こどもクラブ）までの通学路を、ご家庭でしっかりと児童に教え、寄り道をしないよう指導してください。なお、午後5時（時期により変更あり）以降については、児童の事件・事故防止のため、保護者の迎えが必要となります。

<服薬について>

こどもクラブでの服薬は、やむを得ない場合（医師の指示、慢性的な疾患等）に限ります。また、薬に関する情報（病院名、病名、薬の内容及び服薬時刻等）は、児童の口頭ではなく、連絡帳等にて保護者からこどもクラブにお伝えください。こどもクラブに持参する薬は、服薬当日分に限ります。

こどもクラブ支援員は、児童への声がけや見守りは行いますが、医療行為、投薬行為はできませんので、利用児童自身が服薬できるよう、家庭での練習や声かけへのご協力をお願いいたします。

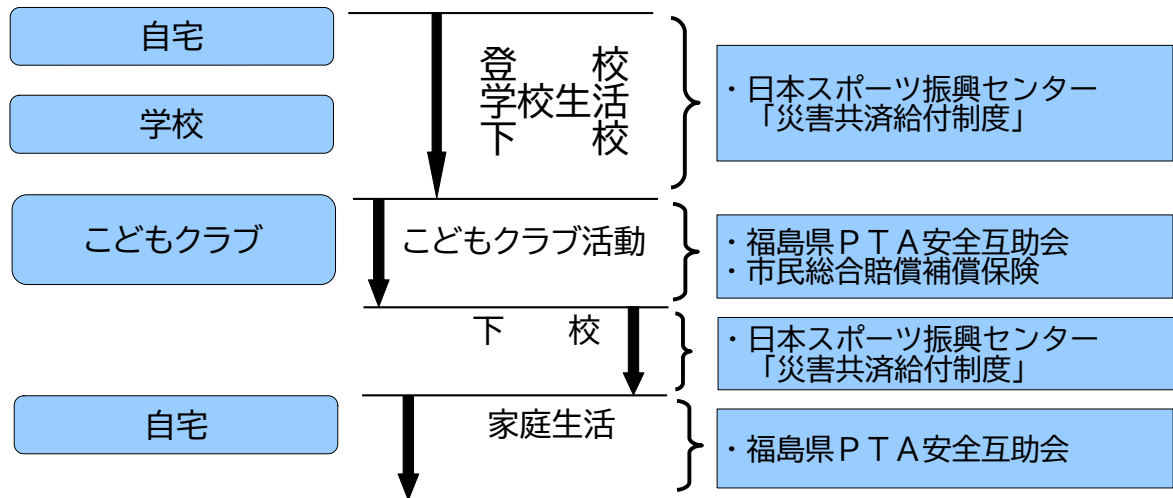
<敷地内禁煙について>

健康増進法により、こどもクラブ敷地内は全面禁煙です。禁煙へのご協力をお願いいたします。



<ケガへの対応>

こどもクラブの活動（「親の会」と共催の行事を含む。）中の事故やケガなどは、市で加入している「市民総合賠償補償保険」で対応します。※全てが保険の対象になるとは限りません。



8. よくあるお問い合わせ

■■■■ 利用に関すること ■■■■

Q1. こどもクラブは、申込みれば必ず利用（入所）できますか？

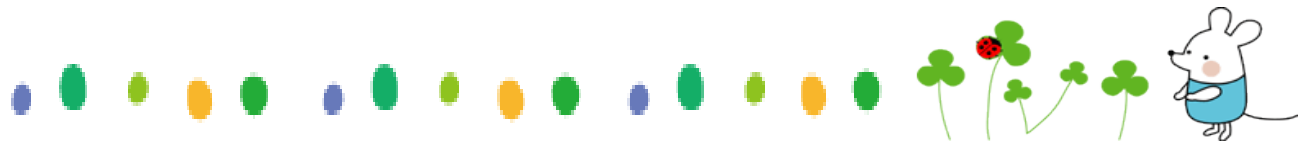
A1. 申込みの人数によっては、希望のこどもクラブに入所できない場合がありますので、予めご了承ください。その際は、長期休業中のみの限定利用や、他の支援サービスについてもご検討ください。

Q2. 兄弟姉妹で同時の申込みですが、どちらかが利用できないこともありますか？

A2. 定員を超えての申込みがあった場合、学年が低い児童を優先的に案内しますので、兄弟が希望するこどもクラブを利用できない場合もありますのでご了承ください。
 なお、一斉申込期間終了後に申込み（随時受付）された場合は、学年等を考慮できなくなり、待機になる可能性が高くなります。

Q3. 申込みの順番が早いほうが優先されますか？

A3. 一斉申込期間中の申込みについては、申込みの順番は考慮しません。
 なお、一斉申込期間終了後に申込み（随時受付）された場合で、希望のこどもクラブが定員に達している場合は、欠員が出た時点で、待機している児童の中から利用する必要性の高い児童から順に利用を決定しますが、その際に申込みの順番を考慮する場合があります。
 （例：児童の学年、保護者の就労状況等が同一の場合等）



Q4. 育児休業中でも申込みできますか？

A4. 育児休業中は、家庭で保育できるため利用できません。ただし、母の産前産後の期間は利用できます。（※産前6週の属する月から産後8週の属する月まで。）

また、利用開始希望日に職場復帰することを条件に、あらかじめ申込みすることはできます。

例) 4月20日出産予定日で、同一年度の10月20日に職場復帰する場合

⇒4月1日から6月末日までが産前産後の利用できる期間となり、7月から10月19日までは利用できません。10月20日から再入所となります。

同一年度で4月入所（希望）と10月入所（希望）となるため、**一斉受付期間に申請書は2枚(4月と10月分それぞれ)必要**です。どちらか一方の申請が漏れていた場合、漏れている分の申込みは随時受付となり、（再）入所できない場合があります。

Q5. 求職中でも申込みできますか？

A5. 求職期間中は、申込みはできません。利用開始希望日に就労開始することを条件に、あらかじめ申込みすることはできます。

利用期間中に離職して求職することになった場合には、おおむね1ヶ月程度は継続して利用いただけますが、その後も就労が確認できない場合には、退会となりますので、ご了承ください。

Q6. 郵送による申込みはできますか？

A6. 利用申込みの際に各こどもクラブで児童の面談を行いますので、書類のみ郵送でお送りいただいても、別途面談は必要となります。

Q7. 学校（学区）が未定です。どのクラブに申請すればいいですか？

A7. **入学(転校)する可能性のある小学校区のこどもクラブ全てに申請**してください。申込み全てのこどもクラブで面談が必要となりますので、期日に余裕をもってお申込みください。この場合、在職証明書など重複する書類については1つのこどもクラブに提出で構いません。学校（学区）が決まった段階で、利用しないこどもクラブの申請を取下げてください。※取下げの手続きがなく重複申請になったままの場合は利用（入所）決定できません。

なお、申込みのなかったクラブへ変更する場合で、変更先のこどもクラブが定員に達している場合は、希望のこどもクラブに入所できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q8. ならし保育はありますか？

A8. ならし保育、体験利用は原則ありません。就労開始日や職場復帰日が利用開始希望日となります。

Q9. 利用決定を受けたが、市外へ転出することになった。手続きは必要ですか？

A9. 利用を希望しなくなった場合は、変更（利用取下げ）の手続きが必要です。

なお、利用開始日以降の取下げはできませんので、利用開始日の前日までにこどもクラブまで「変更届」（P28参照）を提出をしてください。※**利用開始日以降は利用料が発生**します。



9.こどもクラブ一覧

学校名	こどもクラブ	所在地	電話番号
鶴城小学校	鶴城こどもクラブ	鶴城小学校内	27-9611
城北小学校	城北こどもクラブ	城北小学校内	22-0751
行仁小学校	行仁こどもクラブ	行仁小学校内	22-9006
城西小学校	城西こどもクラブ	城西小学校内	28-1334
謹教小学校	謹教こどもクラブ	謹教小学校内	28-2311
日新小学校	日新こどもクラブ	日新小学校内	26-6901
湊小学校	湊こどもクラブ	湊小学校内	93-2067
一箕小学校 ※1	一箕第1こどもクラブ	一箕小学校内	22-1887
	一箕第2こどもクラブ	蚕養町3-20 一箕小学校より西側へ約50m	22-0280
	一箕第3こどもクラブ	滝沢町5-35 一箕小学校より南側へ約200m	22-9250
松長小学校 ※2	松長第1こどもクラブ	松長コミュニティセンター内	32-0653
	松長第2こどもクラブ	松長小学校内	32-2525
永和小学校	永和こどもクラブ	永和小学校内	24-2612
神指小学校	神指こどもクラブ	神指小学校内	22-2580
門田小学校	門田こどもクラブ	門田小学校内	27-3722
城南小学校 ※3	城南第1こどもクラブ	旧慈光第二幼稚園内	27-3556
	城南第2こどもクラブ	門田町黒岩大坪70-13 (どんぐり山こども園隣地)	23-4300
東山小学校	東山こどもクラブ	東山小学校内	27-2445
大戸小学校	小金井第1こどもクラブ	門田町日吉笹籬田1-1 小金井小学校より西側へ約500m	23-4091
小金井小学校 ※4			
荒館小学校	荒館こどもクラブ	旧荒館幼稚園内	58-3419
川南小学校	川南こどもクラブ	川南小学校内	56-5965
河東学園	河東こどもクラブ	河東学園センター内	75-3730

- ※1 一箕第1こどもクラブ・・・主に一箕小3年生・4年生
一箕第2こどもクラブ・・・主に一箕小1年生・2年生
一箕第3こどもクラブ・・・主に一箕小5年生・6年生
- ※2 松長第1こどもクラブ・・・松長一丁目、松長三丁目、松長四丁目、松長五丁目、松長六丁目
松長第2こどもクラブ・・・松長二丁目、居合町、堤町、鶴賀町、一箕町鶴賀、一箕町松長
- ※3 城南第1こどもクラブ・・・主に城南小1年生から3年生
城南第2こどもクラブ・・・主に城南小4年生から6年生
- ※4 小金井第1こどもクラブ・・・主に低学年
小金井第2こどもクラブ・・・主に高学年

★ 申込み数によっては、入所調整を行い、希望するこどもクラブに入所できない場合もありますので、ご了承ください。

★ こどもクラブへのお問合せは、月～金曜日の午後または土曜日をお願いします。

記入例

こどもクラブ利用申請書兼児童台帳

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

〒965-0861

住所 会津若松市 東栄町 3-46

保護者氏名 鶴賀 城

電話番号 0242-39-0000

こどもクラブの利用について、次のとおり申請します。

(4月1日現在)

緊急時 連絡先	電話番号① 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	児童との続柄 母	携帯電話 勤務先・その他()
	電話番号② 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	児童との続柄 父	携帯電話 勤務先・その他()
	電話番号③ 0242- 〇〇 - 〇〇〇〇	児童との続柄 母	携帯電話 勤務先・その他()

利用希望こどもクラブ名		〇〇 こどもクラブ		利用開始 希望日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
ふりがな	つるが じょうたろう			生年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
児童氏名 性別	鶴賀 城太郎			学校名 及び学年	〇〇 小学校 〇 年生	
利用希望児童以外の家族全員(同居人含む)	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	同居/別居	勤務先(職業) 学校(学年)
	つるが じょう 鶴賀 城	父	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	別居	〇〇株式会社
	つるが やえ 鶴賀 八重	母	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	同居	××工業
	つるが さくら 鶴賀 さくら	姉	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	別居	〇〇県立〇〇高校2年生
	つるが じょういちろう 鶴賀 城一郎	兄	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	同居	〇〇小学校4年生
	つるが まつお 鶴賀 松雄	祖父	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	同居	
	新年度(4/1 現在)の学年を記入してください 同居・別居含め家族全員(同居人含む)を記入してください。 ※欄が不足する場合は申請書様式を複数枚ご利用ください。					

申請理由 両親ともに就労しており、祖母は高齢のため、面倒を見ることができない。

その他特記事項

確認事項	施設の収容人数の関係で学区内のこどもクラブへ入所できない場合があります。 学区内のこどもクラブへ入所できなかった場合について、以下のいずれかの□にチェック(✓)を入れてください。 <input type="checkbox"/> 入所できるまで待機する <input type="checkbox"/> この申請を取り下げる(待機しない) <input checked="" type="checkbox"/> 空きがある他学区のこどもクラブの利用を希望する
------	--

利用の可否	利用開始	登録番号	基本利用料	年月	減額	年月
可・否	・		円			
通知書番号	利用終了		円			
	・		円			

□太枠の中は記入しないでください。 □こどもクラブ受付 年 月 日

家庭調査票

(児童名) 鶴賀 城太郎

平成〇〇年〇〇月〇〇日生

保護者の勤務状況等	父 (氏名: 鶴賀 城)	母 (氏名: 鶴賀 八重)	
	勤務先	〇〇株式会社	××工業
	勤務先住所	栄町 5-17	栄町 2-4
	勤務先電話	39-124*	28-111*
	雇用形態	常勤(パート・自営・その他())	常勤(パート・自営・その他())
	勤務時間	8時00分 ~ 16時00分 16時00分 ~ 24時00分 時 分 ~ 時 分	10時00分 ~ 16時00分 時 分 ~ 時 分 時 分 ~ 時 分
	休日	毎週 日 曜日・隔週 曜日 第 曜日・その他(不定休)	毎週 日 曜日・隔週 土 曜日 第 2 月曜日・その他()

祖父母の状況	父方	祖父氏名	福島 正一 (〇〇歳)	職	〇〇商店	住所・電話番号	住所 郡山市朝日〇丁目〇〇-〇 電話 024-000-000
		祖母氏名	福島 光子 (〇〇歳)		無職		
	母方	祖父氏名	鶴賀 松雄 (〇〇歳)	業	(有)××	住所 児童と同じ 電話	
		祖母氏名	鶴賀 若子 (〇〇歳)		無職		

保育にあたれない理由 母方祖父は仕事をしており、母方祖母は高齢のため面倒を見ることができない。また、父方の祖父母は遠方に居住している。

児童の健康状態等	既往症	水痘・麻疹・風疹・百日咳・耳下腺炎・その他(ぜんそく、アトピー性皮膚炎)
	現在	良好・その他(花粉症、犬・猫アレルギー)
	食物アレルギー	無・有(有の場合、別紙「児童の健康に関する報告書」に原因食物をすべて記載ください)
	障がい	無・有(その内容 ADHDと診断され、1日1回(朝)服薬している) 添付書類(写し等):手帳(身障・療育)・医師の診断書・児童の健康に関する報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 特別支援学級 在籍・在籍予定(該当する場合は <input checked="" type="checkbox"/>)
	その他	※集団生活をするなかで心配なことなどありましたら ときどきおもしろしてしまうことがある 人見知りをする <small>手帳(身障療育)または医師の診断書のうち、いずれか最新の写しを提出ください。いずれも所持していない場合は児童の健康に関する報告書(P24参照)を記入のうえご提出下さい。</small>

健康保険	被保険者名: 鶴賀 城 記号: 〇〇あい 番号: 567890 保険者番号: 1234 発行機関名: 〇〇社会保険事務所	就学前施設名及び年数	施設名: ふくしま保育所 利用年数: 4 年
------	---	------------	------------------------------

自宅・帰宅先からこどもクラブまでの略図

別添可(別紙提出の場合は)

- ・こどもクラブからの帰宅経路を赤線で記入してください。
- ・自宅付近は目印になるものを入れて詳しくご記入ください。

自宅からこどもクラブまで 距離 1 km ・ 時間 20 分

こどもクラブ利用申請書兼児童台帳

記入例

長期休業のみ利用の場合
(例:夏季休業)
※希望する長期休業ごとに申請が必要です

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

〒965-0861

住所 会津若松市 東栄町 3-46

保護者氏名 鶴賀 城

電話番号 0242-39-0000

こどもクラブの利用について、次のとおり申請します。

(4月1日現在)

緊急時 連絡先	電話番号① 090-0000-0000	児童との続柄 母	携帯電話 勤務先・その他()
	電話番号② 090-0000-0000	児童との続柄 父	携帯電話 勤務先・
	電話番号③ 0242- 〇〇 -0000	児童との続柄 母	携帯電話(勤務先)

利用開始希望日を記入してください

利用希望こどもクラブ名	〇〇 こどもクラブ	利用開始希望日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
ふりがな	つるが じょうたろう	生年月日	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
児童氏名 性別	鶴賀 城太郎 (男)・女	学校名 及び学年	〇〇 小学校 〇 年生		
利用希望児童以外の家族全員(同居人含む)	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先(職業) 学校(学年)
	つるが じょう 鶴賀 城	父	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	同居 別居 〇〇株式会社
	つるが やえ 鶴賀 八重	母	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	同居 別居 ××工業
	つるが さくら 鶴賀 さくら	姉	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	同居 別居 〇〇県立〇〇高校2年生
	つるが じょういちろう 鶴賀 城一郎	兄	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	同居 別居 〇〇小学校4年生
	つるが まつお 鶴賀 松雄	祖父	昭和〇〇年 〇〇月 〇〇日	△ 歳	同居 右明合社 〇〇

【長期休業だけ希望の場合】
希望する長期休業名(例:夏休み)と
利用期間を記入してください。

申請理由 両親ともに就労しており、祖母は高齢の

その他特記事項 夏休み(7/21~8/24)希望

確認事項	施設の収容人数の関係で学区内のこどもクラブへ入所できない場合があります。 学区内のこどもクラブへ入所できなかった場合について、以下のいずれかの□にチェック(✓)を入れてください。
	<input type="checkbox"/> 入所できるまで待機する <input type="checkbox"/> この申請を取り下げる(待機しない) <input checked="" type="checkbox"/> 空きがある他学区のこどもクラブの利用を希望する

利用の可否	利用開始	登録番号	基本利用料	年月	減	年月	欄
可・否	・		円	・	生・	・	希望する箇所の□に✓
通知書番号	利用終了		円	・	生・ひ	・	
	・		円	・	生・ひ・非	・	

□太枠の中は記入しないでください。

□こどもクラブ受付 年 月 日

令和〇〇年度 こどもクラブ利用に関する同意書

会津若松市のこどもクラブの利用申請にあたり、以下の事項について同意します。

- ※利用申請時に提出してください。提出がない場合は利用申請を受付できません。
- ※申請児童1人ごとに1枚必要です。様式・年度の異なる同意書は受付できません。
- ※同意いただけない事項がある場合は、入所できません。
- ※入所後に以下の事項に反する事実が確認された場合は、退会していただくことがあります。

同意事項
1 利用申請にあたり、虚偽の申請はしません。
2 こどもクラブの利用料は、月単位(入所・退会時のみ日割り)です。「退会届」や「申請事項変更届」の提出が期日に間に合わなかった場合、遡及による再計算及び返還は行いません。
3 保護者が就労しない状態になる等、こどもクラブの利用要件を満たさなくなった場合は、利用許可を取り消す場合があります。 ※利用期間中(当該年度に限る)に離職して求職することになった場合には、おおむね1カ月程度は継続して利用いただけますが、その後も就労が確認できない場合には、「退会届」を提出していただきます。
4 入所児童が安全安心に施設を利用するため、こどもクラブが必要とする個人情報(アレルギー疾患、服薬内容、医師の診断書など)の提供に協力します。
5 こどもクラブの利用に関して必要な場合は、入所児童について関係機関(市や小学校、こどもクラブ受託法人等)が情報を共有することがあります。
6 こどもクラブは集団生活の場であり、原則、個別に児童の保育をすることはできません。
7 こどもクラブの利用における児童への対応について、こどもクラブから相談等があった場合は、保護者が誠意と責任をもって協力します。
8 「支援員の指示に従わない」、「支援員や他の児童への暴力・迷惑行為」等により、こどもクラブの運営上支障がある場合や、集団生活に適さないと判断される場合は利用許可を取り消す場合があります。
9 悪ふざけや乱暴な行為により、故意に備品等を壊した場合の損害については、原則、保護者が責任を負います。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

会津若松市長 あて

提出日時点の住所地を
記入してください。

住所 会津若松市 東栄町3番46号

保護者氏名(自署) 鶴賀 城

児童氏名 鶴賀 城太郎

会津若松市税等口座振替依頼書（新規・変更・廃止）・自動払込利用申込書 ①

取扱金融機関 御中

市税等の納入に係る口座振替（自動払込）契約を
また、申込みに当たり、別記約定に同意します。

申込年月日は記入
しないでください

※ゆうちょ銀行は新規のみの取扱いです。

ご利用いただける金融機関

- 株式会社 東邦銀行
- 株式会社 みずほ銀行
- 株式会社 常陽銀行
- 株式会社 第四北越銀行
- 株式会社 福島銀行
- 株式会社 大東銀行
- 会津信用金庫
- 会津商工信用組合
- 東北労働金庫
- 会津よつば農業協同組合
- ゆうちょ銀行

会津若松市に本支店のある金融機関の口座が指定できます。（右記参照 市外にある本支店でも指定可能です）
ゆうちょ銀行（郵便局）については、全国どこの支店でも指定可能です。
※ゆうちょ銀行の場合は下段にご記入ください。

太線の枠内に記入してください。（3枚複写です。）

指定 預貯 金口 座	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	会津	栄町
	預金の種別 (○印)	口座番号 (右詰め)	
	1 普通 2 当座 3 その他 ()	1 2 3 4 5 6 7	
ゆう ちょ 銀 行	種別 コード	30	通帳記号
	1 * * * 0	通帳番号 (右詰め)	
	払込先加入者名		払込先口座番号
会津若松市役所		02100-5-2115	

注：振替指定預貯金口座欄は、金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方を記入してください。
※欄は、通帳の記号の後にハイフンと数字がある場合のみご記入ください。

ゆうちょ銀行での引落としをご希望の場合、口座名義人ご本人が、ゆうちょ銀行 貯金窓口にて引落としの手続きをしてください。

口座 名義 人	住所	(〒 965-8601)	お届印 (3枚に押印)
	フリガナ	つるが じょう	鶴賀
	氏名	鶴賀 城	
納付 義務 者	住所	(〒 -)	<input checked="" type="checkbox"/> 口座名義人と同じ
	フリガナ	つるが やえ	<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ
	氏名	鶴賀 八重	<input type="checkbox"/> 口座名義人と同じ
	電話番号	1 携帯 2 自宅 3 勤務先	090-0000-0000
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	(日中つながりやの番号をご記入ください)	

口座名義人に
同じ場合は✓

申込書は3枚複写式となっていますので、3枚全部のお届印欄に押印してください。特に1枚目(金融機関保管用)は、金融機関の登録印影と機械で照合するため、鮮明に押印してください。
※誤って記入された箇所を訂正する場合は、3枚すべての訂正箇所に届出印での訂正印を押印のうえ訂正してください。

保護者名義の口座が登録できます。(児童名義の口座は登録できません)

なお、記入いただいた住所、姓や印影等が金融機関への届出内容と異なる場合は、本申込書が返送されますのでご注意ください。

子どもクラブ利用料
の番号に○を記入

欄外の余白に施設名、児童氏名を記入してください。
(複数の児童がいる場合は全員の氏名を記入してください)

〇〇子どもクラブ 鶴賀 城太郎

記入例

こどもクラブ利用料減免申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

住所 会津若松市 東栄町3-46
 保護者 氏名 鶴賀 城
 電話 0242-39-0000

こどもクラブ利用料の減免について、次のとおり申請します。なお、申請事項の確認については、私の世帯の住民基本台帳、生活保護台帳、児童扶養手当受給資格者台帳、市民税の賦課に関する事項等により行うことに同意します。

	児童氏名	こどもクラブ名	生年月日	学年
1	鶴賀 城太郎	〇〇 こどもクラブ	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇 年生
2		こどもクラブ	平成 年 月 日	年生
3		こどもクラブ	平成 年 月 日	年生

減免開始希望月	令和 〇〇年 〇〇月
---------	------------

	申請理由	添付書類等(該当に✓)
1	生活保護法による被保護世帯である。	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者証明書
2	ひとり親世帯である。※1	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 第 号 <input checked="" type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給証 第 〇〇〇〇〇 号 <input type="checkbox"/> 保護者と児童の戸籍謄(抄)本
3	当該年度の市町村民税が非課税である。※2	
4	その他()	

減免	番号	減免後利用料	減免	確認欄
		円	生・ひ・非	

該当する番号に○を付けてください

太枠の中は記入しないでください。

こどもクラブ受付 年 月 日

- ※1 児童扶養手当またはひとり親家庭医療費助成を受けている方は、証書番号を記入してください。それ以外の方は、保護者と児童の戸籍謄(抄)本(離婚、死亡などひとり親となった理由が確認できるもの)を添付してください。
- ※2 申請年度の課税状況を市で確認後(6月頃)、該当者については、年度内の利用開始日まで遡って利用料を減免します。課税状況の確認までに利用料を多く支払われている場合は、登録をされている口座へ返還します。

感染症用

第9号様式の2(第13条関係)

こどもクラブ利用料減免申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入例

感染症により年度内6日間以上こどもクラブを欠席した場合
※日曜日・祝祭日等の閉所日は対象外

住所 会津若松市 東栄町3-46

保護者 氏名 鶴賀 城

電話 0242-39-0000

こどもクラブ利用料の減免について、次のとおり申請します。

児童氏名	こどもクラブ名	生年月日	学年
鶴賀 城太郎	〇〇 こどもクラブ	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇 日	〇 年生

申請理由	欠席期間	欠席事由
令和 〇 年度 感染症により6日間以上こどもクラブを欠席した。 欠席日数 10 日間 ※小学校のクラス 2 組	5月28日 ~ 5月31日	(学級閉鎖)
	6月1日 ~ 6月4日	(〇〇ウイルス感染症罹患)
	10月15日 ~ 10月17日	(学年閉鎖)
	月 日 ~ 月 日	()
	月 日	()

自身が罹患していなくても、学級閉鎖等がありこどもクラブを欠席した場合は閉鎖期間・欠席事由を記入して、年度末にまとめて申請してください。
※退会の場合は随時受付可

月	欠席日数	利用料			延長利用料			A+B 減免後 利用料
		単価	減ずる 金額	A 減額後 調定額	単価	減ずる 金額	減額後 調定額	
「こどもクラブ利用児童の感染症に関する報告書」(P21参照)を添付してこどもクラブへご提出ください。 ※学年や学級閉鎖による欠席の場合、「こどもクラブ利用児童の感染症に関する報告書」は不要です。								
減免額合計								
減免の可否	可・否	登録番号	確認欄	実施者	日数	減免額	調定変更	還付
				確認者				

□太枠の中は記入しないでください。

□こどもクラブ受付 年 月 日

記入例

こどもクラブ利用児童の感染症に関する報告書

1 児童氏名 鶴賀 城太郎

2 生年月日 平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

3 出席停止期間と事由

出席停止期間	事 由
令和○○年○○月○○日～令和 ○○年○○月○○日	インフルエンザ A 型罹患
令和○○年○○月○○日～令和 ○○年○○月○○日	○○ウイルス感染症罹患
令和 年 月 日～令和 年 月 日	
令和 年 月 日～令和 年 月 日	
令和 年 月 日～令和 年 月 日	
令和 年 月 日～令和 年 月 日	
令和 年 月 日～令和 年 月 日	

・この書類は学校に記入・証明していただくものですので、
保護者の方は記入するところはありません。
・この書類(報告書)は各こどもクラブにあります。

上記のとおり、出席を停止しました。

会津若松市長 様

令和 年 月 日

学 校 名 _____

学校長名 _____ 印

学校長の押印になります

※本用紙は、感染症によるこどもクラブ利用料減免にのみ使用するものとします。

※感染症による出席停止期間を証明ください。

※証明者の氏名は学校長名を記入ください。

記入例

こどもクラブ午後5時以降利用に関する届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保護者 住所 会津若松市 東栄町3-46

氏名 鶴賀 城

下記の児童の午後5時以降の利用を希望します。なお、迎えの原則を遵守します。

こどもクラブ名	〇〇 こどもクラブ
児童氏名	鶴賀 城太郎

5時以降利用希望日 (曜日に○を付ける)	月	火	水	木	金	土
主に迎えに来る保護者と その続柄	氏名	鶴賀 城			続柄	父
	氏名	鶴賀 八重			続柄	母
	氏名	鶴賀 若子			続柄	祖母
備考欄	水曜日は、母の仕事が休みのため利用しません。					

◎午後5時以降の利用に関する注意

- ・午後7時まで迎えに来ることができる日のみ、午後5時以降の利用が可能です。
※迎えが午後6時を超えた場合には延長利用となりますので、延長利用申請書の記入及び提出をお願いします。(延長利用料が別途必要)
- ・都合により迎えに来ることができなくなった場合は、午後5時までにこどもクラブへ連絡をお願いします。
- ・突発的な午後5時以降の利用について、保護者の電話・手紙等はお受けしますが、安全確保の面から児童の口頭での受付は一切しませんので、必ず保護者の方がこどもクラブに連絡してください。
- ・主に迎えに来る保護者以外の方が迎えに来る場合は、必ず保護者の方がその旨をこどもクラブに連絡してください。
※迎えの遅刻(午後7時を過ぎた迎え)等、注意事項を守れない場合は、午後5時以降の利用をお断りする場合があります。

記入例

第1号様式の2(第5条関係)

こどもクラブ延長利用申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

住所 会津若松市 東栄町 3-46

保護者 氏名 鶴賀 城

電話 0242-39-〇〇〇〇

こどもクラブの延長利用について、次のとおり申請します。

	児童氏名	こどもクラブ名	生年月日	学年
1	鶴賀 城太郎	〇〇 こどもクラブ	平成〇〇年〇〇月〇〇日	〇 年生
2		こどもクラブ	平成 年 月 日	年生
3		こどもクラブ	平成 年 月 日	年生
4		こどもクラブ	平成 年 月 日	年生
5			月 日	年生
6			月 日	年生

【延長利用を希望する期間を記入】

例① 年間利用の場合

令和〇年4月～令和〇年3月

例② 年間通してではなく期間限定の場合

令和〇年4月～令和〇年7月

令和〇年12月～令和〇年3月 等

※期間を変更する場合は、申請事項変更届が必要となります。

延長利用希望期間	令和 〇〇 年 〇〇 月 ～ 令和 〇〇 年 〇〇 月
----------	-----------------------------

延長利用の可否	延長利用開始	登録番号	延長利用料	確認欄
可・否	・		円	

□太枠の中は記入しないでください。

□こどもクラブ受付 年 月 日

記入例	児童の健康に関する報告書
令和 ○○年 ○○月 ○○日	
会津若松市長 あて	
保護者氏名 鶴賀 城 電話番号 0242-39-○○○○	
下記のとおり診断されましたので報告いたします。	
こどもクラブ名	○○ こどもクラブ
児童の氏名	鶴賀 城太郎
生年月日	平成○○年○○月○○日
診断を受けた医療機関 又は専門機関名	●●●●病院
診断名又は医師の見解	(例①)心臓病であるとの診断を受けました。 (例②)発達障害であるとの診断を受けました。 (例③)自閉症の疑いであるとの診断を受けました。 (例④)食物アレルギーであるとの診断を受けました。
診断年月日	令和○○年○○月○○日
服薬について (種類・頻度)	△△△△、1日2回(朝、夕) □□□□、1日1回(朝食後)
食物アレルギーについて	(原因となる食品をすべて記入してください) <input type="checkbox"/> 別添可(別紙提出の場合は☑) ・卵・卵白・卵黄・乳・小麦・えび・かに・落花生・そば ・アーモンド・カシューナッツ・ピーナッツ ・オレンジ・キウイフルーツ・りんご ・バナナ・くるみ・ごま・大豆 ・魚卵・やまいも・ゼラチン
こどもクラブで注意 又は 配慮してほしいこと	(例①)激しい運動はさせないよう配慮してほしいです。 (例②)他の児童と同じことができない場合があります。 (例③)衝動的に部屋を飛び出してしまう可能性があります。 (例④)おやつはみんなと同じようなものを家庭で準備します。
備考	

○○類とはせず、なるべく詳細な食品名を記入してください。

※クラブでの服薬はやむを得ない場合(医師の指示、慢性的な疾患等)に限ります。
 ※クラブに持参する薬は、クラブでは保管できないため、服薬当日分としてください。
 ※こどもクラブの支援員は、児童への声掛けや見守りは行いますが、医療行為・投薬行為はできないので、お子さん自身が服薬できるよう、家庭での練習や声掛けについて、ご協力願います。
 ※食物アレルギーの場合、なるべく医師の診断書(アレルギー検査表)等の写しをご提出ください。

記入例

延長利用期間を変更する場合

第3号様式(第6条関係)

こどもクラブ申請事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

住所 会津若松市 東栄町3-46

保護者 氏名 鶴賀 城

電話 0242-39-0000

申請事項について変更が生じたので(変更の予定なので)、次のとおり届け出ます。

下記のとおり変更したいので、次のとおり届け出ます。

こどもクラブ名	〇〇 こどもクラブ	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
児童氏名	鶴賀 城太郎	学年	〇 年生

	変更前	変更後	備考
こどもクラブ	こどもクラブ	こどもクラブ	
住所			
電話番号			
保護者氏名			
児童氏名			
保護者の状況 (職業・勤務先等)			
延長利用	令和〇年4月 ～ 令和〇年3月	令和〇年4月 ～ 令和〇年6月	必要なくなったため 7月より延長利用解除
その他			
変更(予定)月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		

クラブ提出日から遡っての変更はできません。
例)クラブ提出日6月→6月から変更不可
(最短で提出の翌月より変更となります)
クラブ提出10月→11月以降の希望する月から変更可

変更	登録番号	基本利用料	減免	確認欄
・		円	生・ひ・非	

□太枠の中は記入しないでください。

□こどもクラブ受付 年 月 日

記入例

住所変更／クラブの異動を希望する場合

第3号様式(第6条関係)

こどもクラブ申請事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

住所 会津若松市 東栄町3-46

保護者 氏名 鶴賀 城

電話 0242-39-0000

申請事項について変更が生じたので(変更の予定なので)、次のとおり届け出ます。

下記のとおり変更したいので、次のとおり届け出ます。

こどもクラブ名	〇〇 こどもクラブ	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
児童氏名	鶴賀 城太郎	学年	〇 年生

	変更前	変更後	備考
こどもクラブ	〇〇 こどもクラブ	〇△ こどもクラブ	転居するため
住所	会津若松市東栄町3-46	会津若松市〇△町1-1 ××アパート101	
電話番号			
保護者氏名			
児童氏名			
保護者の状況 (職業・勤務先等)			
延長利用	年 月 ~ 年 月		
その他			
変更(予定)月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

クラブの異動を希望する場合、変更届提出後、異動先クラブでの面談が必要となりますので、お時間に余裕をもって手続きしてください。

住所変更のみの場合は転居日
クラブの異動を希望の場合は新しいこどもクラブの利用開始希望日を記入してください。

変更	登録番号	基本利用料	減免	確認欄
・		円	生・ひ・非	

□太枠の中は記入しないでください。

□こどもクラブ受付 年 月 日

記入例

保護者の勤務先・就労状況の変更の場合

第3号様式(第6条関係)

こどもクラブ申請事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

住所 会津若松市 東栄町3-46

保護者 氏名 鶴賀 城

電話 0242-39-〇〇〇〇

申請事項について変更が生じたので(変更の予定なので)、次のとおり届け出ます。

下記のとおり変更したいので、次のとおり届け出ます。

こどもクラブ名	〇〇 こどもクラブ	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
児童氏名	鶴賀 城太郎	学年	〇 年生

	変更前	変更後	備考
こどもクラブ	こどもクラブ	こどもクラブ	
住所			
電話番号			
保護者氏名			
児童氏名			
保護者の状況 (職業・勤務先等)	●●株式会社	有限会社●●	父の勤務先変更
	就労	出産	母の勤務状況変更
延長利用	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月	
その他		被保険者 鶴賀城太郎 記号 ** 番号 654321 保険者番号 000**000 発行機関 △△健康保険組合	健康保険の変更
変更(予定)月日		令和〇〇年〇〇月〇〇	勤務先変更に伴い健康保険証が変更になる場合は記入

変更	登録番号	基本利用料	減免	確認欄
・		円	生・ひ・非	

太枠の中は記入しないでください。

こどもクラブ受付 年 月 日

記入例

入所日の変更／申請取下げの場合

第3号様式(第6条関係)

こどもクラブ申請事項変更届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

住所 会津若松市 東栄町3-46

保護者 氏名 鶴賀 城

電話 0242-39-0000

申請事項について変更が生じたので(変更の予定なので)、次のとおり届け出ます。

下記のとおり変更したいので、次のとおり届け出ます。

こどもクラブ名	〇〇 こどもクラブ	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
児童氏名	鶴賀 城太郎	学年	〇 年生

	変更前	変更後	備考
こどもクラブ	こどもクラブ	こどもクラブ	
住所			
<p>利用開始日から遡っての変更はできません。</p> <p>例)4月1日入所から4月10日入所に変更したい→3月31日までの提出で変更可能 例)10月1日入所決定しているが利用をしない→9月30日までの提出で変更可能 ※利用開始日以降は利用料が発生します。利用開始日の前日までに変更手続きをしてください。</p>			
保護者の状況 (職業・勤務先等)			
延長利用	年 月 ~ 年 月		勤務開始日や復職日変更に伴う入所日変更の場合は新しい在職証明書の提出が必要です。
その他	例1)入所日を変更したい 〇月〇日入所	〇月〇日入所希望	母の復職日変更のため
	例2)申請を取り下げたい 令和〇年度利用申請	令和〇年度利用申請 の取下げ	
変更(予定)月日	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日		

変更	登録番号	基本利用料	減免	確認欄
・	・	円	生・ひ・非	

太枠の中は記入しないでください。

こどもクラブ受付 年 月 日

記入例

※1ヶ月以上欠席する場合は提出してください。

第5号様式(第7条関係)

子どもクラブ欠席届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

住所 会津若松市 東栄町3-46

保護者 氏名 鶴賀 城

電話 0242-39-〇〇〇〇

子どもクラブの欠席について、次のとおり届け出ます。

子どもクラブ名	〇〇 子どもクラブ	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
児童氏名	鶴賀 城太郎	学年	〇 年生

欠席予定期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日
--------	---------------------------

欠席理由	夏休中は市外の祖父母の家に滞在するため。
------	----------------------

子どもクラブ受付 年 月 日

※ 1ヶ月以上欠席する場合は、事前に提出してください。

※ 欠席期間中も利用料はかかります。

記入例

第11号様式(第13条関係)

子どもクラブ利用料減免理由消滅届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

会津若松市長 あて

住所 会津若松市 東栄町3-46

保護者 氏名 鶴賀 城

電話 0242-39-0000

子どもクラブの利用料の減免について減免理由が消滅したので、次のとおり届け出ます。

	児童氏名	子どもクラブ名	生年月日	学 年
1	鶴賀 城太郎	〇〇 子どもクラブ	平成 〇〇年〇〇月〇〇日	〇年生
2		子どもクラブ	平成 年 月 日	年生
3				年生

生活保護の場合は生活保護廃止日、ひとり親の婚姻または事実婚の場合は入籍日または同居開始日

消滅月日	令和 〇〇年〇〇月〇〇日
------	--------------

	消滅理由
1	生活保護法による被保護世帯でなくなった。
2	ひとり親世帯でなくなった。(事実婚含む)※1
3	当該年度の市町村民税が非課税でなくなった。
4	その他()

該当する番号に〇を付けてください

減免消滅	減免消滅月	登録番号	消滅後利用料	減 免	確認欄
可・否	・		円	生・ひ・非	

太枠の中は記入しないでください。

子どもクラブ受付 年 月 日

※1 相手方の在職証明書を提出してください。

※ 減免理由消滅月日(異動月日)の翌月より利用料が変更となります。ただし、1日付けの異動の場合は当月より減免理由消滅(利用料変更)となります。

記入例

第6号様式(第8条関係)

こどもクラブ退会届

令和 ○○年○○月○○日

会津若松市長 あて

住 所 会津若松市 東栄町3-46

保護者 氏 名 鶴賀 城

電話番号 0242-39-○○○○

こどもクラブの退会について、次のとおり届け出ます。

こどもクラブ名	○○ こどもクラブ	生年月日	平成○○年○○月○○日
児 童 氏 名	鶴賀 城太郎	学 年	○ 年生

退会予定日	令和○○年○○月○○日
-------	-------------

退 会 理 由 (転居の場合は転居先住所と電話番号も記入)	転居するため 《転居先》 宮城県仙台市青葉区○○町○丁目○-○ 電話 022-234-○○○○
----------------------------------	--

※日付を遡っての受付はできません。
退会届を提出された当日が最短の退会予定日となります。

利用終了	登録番号	退会月利用料	減 免	確認欄	
・ ・		円	生・ひ・非		

太枠の中は記入しないでください

こどもクラブ受付 年 月 日